

目 次

第 1 号 11月20日（水曜日）

令和元年第1回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について	4
閉会	11

令和元年第1回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和元年11月20日			
本会議の会期	令和元年11月20日から11月20日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和元年11月20日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	閉会	令和元年11月20日	午前10時51分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜	9番 湯田健二
	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄	
不応招議員	5番 湯田純朗			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜	9番 湯田健二
	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄	
欠席議員	5番 湯田純朗			
会議録署名議員	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第1回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和元年11月20日（水）午前10時開会

開 会
開 議
日程第 1
日程第 2
日程第 3
日程第 4
散 会
閉 会

会議録署名議員の指名

6番 小 椋 淑 孝

7番 佐 藤 勤

会期の決定

町長提案理由の説明

議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

5番、湯田純朗君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第1回下郷町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において6番、小椋淑孝君及び7番、佐藤勤君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第1回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会におきましては、議案1件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、台風19号並びに台風21号や低気圧の影響に伴う記録的な大雨により被害を受けられました皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

近年、災害は激甚化、広域化しており、10月12日に上陸した台風19号は関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、各地に甚大な被害をもたらしました。県内では、多くの河川で氾濫や決壊による大規模浸水被害や土砂災害が発生するなど、住民生活や経済活動に深刻な影響が生じております。

本町におきましても台風の接近に伴い、10月12日午後4時52分に災害対策本部を設置し、警戒を強め、土砂災害警戒情報、さらには大雨特別警報を受け、災害予防、災害応急対策などその対応に当たってまいりました。消防団を初め、関係機関の皆様のご尽力によって、幸いにも人的被害はありませんでしたが、浸水や土砂流入など家屋への被害が生じており、被害を受けられた方々のご心労をお察し申し上げます。また、現時点で道路、河川などの公共土木施設で約50カ所、農地農業用施設、林道など農林業関連で約100カ所の被害を確認しており、現在その復旧に向け全力を傾注しているところであります。今後、整い次第、所要の財政措置等をご提案申し上げますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、このたびの町県民税の賦課算定誤りにより、納税者の皆様、そして関係機関の皆様には多大なご迷惑をかけましたこと、この場をおかりしまして深くおわびを申し上げます。誠に申しわけございませんでした。

議案の説明に先立ち、この件に係る職員に対する処分についてご報告を申し上げます。本件につきましては、平成30年度及び平成31年度の2年度にわたり、町県民税の賦課算定において必要な業務を怠り、課税額の誤りを招いたもので、11月1日付で現総務課主任主査、当時税務課主任主査兼係長を停職3カ月、またその管理監督責任から現総務課課長補佐兼係長、当時税務課課長補佐兼係長を文書訓告、現税務課課長及び税務課長補佐兼係長の両名を口頭注意の処分といたしました。

ご提案申し上げます町長等の給料の特例に関する条例につきましては、その責任の重大さに鑑み、副町長ともども自ら身を処すべく私の給料を100分の20、副町長の給料を100分の10、それぞれ1カ月の減額を行うものであります。引き続き本町税務行政の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本臨時会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

1 ページでございます。議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、町長がご説明申し上げましたとおり、町長及び副町長の給料月額について特例条例の設定をお願いするものであります。

2 ページをお開きいただきまして、町長等の給料の特例に関する条例でございますが、第1条では町長の給料月額について、第1条の3行目となりますが、100分の20を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、町長の給料月額75万7,000円の100分の20、15万1,400円を減ずるものであります。

次に、第2条では副町長の給料月額について、第2条の2行目となりますが、100分の10を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、副町長の給料月額60万3,000円の100分の10、6万300円を減ずるものであります。

附則でございますが、この条例は令和元年12月1日から施行し、令和元年12月31日限り、その効力を失うとするもので、この特例条例は令和元年12月の給料月額に適用するものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 総務課長、期末手当の算出の基礎となる給料月額は同表に定める額と、ここの説明なかったものですから、質問ではなく説明だけ先にやってください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

今ほどご質問いただきました第1条、第2条ともにただし書き以降の文でございますが、期末手当の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とするということございまして、こちらにつきましては期末手当の算出の基礎となる給料月額は、町長等の給与及び旅費に関する条例、こちらに定めた額とするものでございまして、具体的に申し上げますと、この分につきましては町長が75万7,000円、副町長につきましては60万3,000円ということございまして、今回の特例条例につきましては、給料月額について減額を行うものでございますので、よろしくお願したいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっとそこだけ今総務課長がやったから、要するに月額の給料は減額するのだけれども、第2条の期末手当は減額をしないでそのままですと、こう解釈をしてよろしいのかどうか、まず1点。

全てのことをちょっとお話と質問をさせていただきます。処分の規定というものは、何が根拠だったのか、根拠。要するに職員は先ほど町長が言った係長が3カ月、そうすると町長、副町長はこの減額で1カ月。職員を3カ月やっておいて自分たちは1カ月、ちょっと少ないのではないだろうか。自分たちでやるのならもう少し認めて、町長、あなたは1期4年間のうちに最初の春のときには50%減額というものをやったのです。

人気取りかどうかわかりませんが、やったのです。だったら、少なくとも30%の3カ月くらいなぜやらないのか。それでも1期の50%には届かない。そういうふうなことのために処分の規定というのは何が根拠だったのか。職員をこれだけやっておいて自分たちは1カ月で、ましてや期末手当は減額をしない。少し自分たちに甘過ぎるのではないだろうか、このように私は思います。

副町長、あなたという者は事務のトップ責任だから10%の減額をするのだと、1カ月するのだと、こういうことなのかどうか。町長は全体の責任はあるのですが、副町長までやるということは私の解釈では事務のトップだからということなのか、ここの観点というものがわからないから、ちょっと教えていただきますようお願いを申し上げます。総務課長は総務課長で事務のトップ、副町長、その上なのかどうか、ここについてちょっとお尋ねをいたしますので、よろしく答弁をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井議員にお答えいたしたいと思います。

職員の事故等あるいは業務のミスとその処理に当たっては、下郷町が設立されているいろいろなものがございました。直近で申し上げますと、施設管理のお二人があって、落雪事故による人身事故がございました。それは、本当に天より重い命をなくしてしまったという経過がございます。そのときには、当時の町長さんは経済の動向を見て、10分の1を17年度から減額していた経過がございます。それは18年の事故でしたので、19年度の当初予算のときだと思っておりますが、減額の措置をしております、給与の減額。そのときが10分の1、要するに100分の10でございます。それと対比するものではないし、これから下郷町が永遠と町が続いている以上、やはりこういう事故だとかいろいろ職員の不祥事について町長の責任たるものは重大であります。

そういうところで今後のことも考えながら、あるいは過去のことも考えながら100分の20、副町長は100分の10という決断をいたしました。他町村での比較はできませんけれども、近隣の町村でも停職6カ月、停職3カ月の場合は100分の10、3カ月というようなことが報道されたことがありますので、職員の3カ月停職に鑑み、100分の20は下郷町としての考え、私の考えとしてはこの辺が責任の重さの率なのかなと。確かにその重大さは十分承知しておりますけれども、今後とも下郷町が永遠と続く限りはそのような決断をしたと、私の考えであります。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 質問ありませんか。

3番、室井重男君。

○3番（室井重男君） 落雪とかそういうふうなものは、自然というか、できてしまった。

今回もできてしまったということになるのですが、1つは町民に、人数が多い人たちに税金を還付しなかった、または取らなかった、その責任というものはトップである副町長だと私は思うのですが、それを管理しているのが町長だと思うのですが、私は金額がどうのこうのではなく、職員が3カ月ならば、100分の20でもいいから、やっぱり

少なくとも同じ3カ月やるのだよという姿勢というものを私は欲しかったなど、このように思います。

総務課長、期末手当はなぜ含まないのかどうか。私は、減額をしたらば、やっぱり期末手当も減額をするべきではないだろうか、何か規定というものがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

期末手当の減額につきましては、特別の規定等はございません。今回の給料の特例に関しましては、先ほど町長提案理由にございましたとおり、町長、副町長が自ら自分に科した処分でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、この件に関して質問させていただきます。

私も職員の処分という部分に関しまして、町長の減額に対する期間が短いのではないかなというような気がしますし、周りの人たちのお話もちよっと聞きますと、そういう意見が多くを占めております。町長が室井議員の質問に対しての答えて、今後の町政の中でさまざまな事件、事故があると、今回の事件よりも重い事件が起こる可能性もあるというような言い方でこの減額の金額と期間を決めたというような答弁だったと思います。確かにそれを町にとって最大の事件、公務員としては最大といえば懲戒免職という処分でございますが、町長は刑事罰以外で自ら最高の処分というのはどういったものかを考えているのか、まず1つお尋ねいたします。

質問の内容が違いますか。それに対してこの金額と期間を決めたと思うのです。今後の事件や他町村に対して、他町村では6カ月から3カ月の処分に対して、3カ月の減を決めた町村長がいるというお話も答弁の中にごございました。そこで、今後という町長のお話もありましたので、今後重大事件、事故というというのがあった場合の最大の自ら科する処罰というのを想定しないと、こういった部分は出てこないのではないかなと思って質問しているわけですから、お答え願います。よろしく願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今後のことについては、いろいろなそういうことはございますけれども、重さ、軽さによって減額するとか、辞職するとかという話になりますけれども、そこは今後のことですから答弁は控えいたします。いずれにしましても税務課税のことにつきましては、非常に大切なことでございますので、今後そういうことのないようにやっていくということが大切ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） どういったことが起こるかわからない、私もわからないと思います
が、今後の事故防止策というものは前回、前々回の議会、全員協議会も含めてのお話
がありましたので、我々というか、私は議員としてそれを信じて町長、副町長初め職員一
同がこの税務処理だけではないです、いろんな業務に対して責任を持ってやってもらえ
るというふうに確信いたしましたので、議会としては私を含めほとんどの皆さんが了承
したと思います。それはいいのですが、職員の処分3カ月に対しての1カ月というのが
やはりなかなか納得できなくて、今後のことはということで町長、答弁はお控えになら
れましたが、この1カ月という部分でいいのかという、1カ月の妥当性という部分をも
う少し詳しくお話ししていただければと思い、再質問いたします。1カ月に決めた理由
をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 業務の責任の重大さに鑑みて100分の20、1カ月ということ判断しまし
たので、なぜそうなのかと、金額で決めるのか、期間で決めるのかというのはなかなか
判断が難しいものだと思いますから、これからこのようなことのないように職員に徹底
をさせていきたいと、こう思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○8番（猪股謙喜君） ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 重なるところもあるかと思いますが、物事は終わってしまった
のですけれども、お返しするもののお金と、それからいただくお金と、今どのようにな
っているのか、その後始末を兼ねてちょっとご説明をしていただきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 議案とちょっとかけ離れておりますが、現在の税務課のその後の処
理については皆さん情報がないと思いますので、この際は税務課長に答弁をお願いした
いと思います。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの佐藤議員からのご質問でございますが、
8月23日から現年分の追徴、それから還付対象者への謝罪と説明を行いまして、その後
9月18日から27日にかけて、過年度分の追徴対象者への謝罪と説明を行ってござい
ます。その後、9月24日から30日まで同様に過年度分の還付対象者への謝罪と説明を行
っておりまして、10月3日に還付金の振り込みをいたしまして、還付の分につきましては
終了してございます。それから、追徴に関しましては、まだ承諾いただいていない方
が3名ほどいらっしゃいまして、承諾をいただきまして分納する方もいらっしゃいまし
て、そういうような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） たまに追徴の方から電話なんかいただいておりますけれども、追徴がまだ100%終わっていないというのは、どのような理由で、どのようにこれから対処するのか、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤議員にお答えしたいと思います。

税務の賦課については、年度年度でその前年度の所得に応じて賦課をして、税金として納めていただいておりますので、納める方もそこに残す方もございますので、その辺は税務制度のことをご理解いただければと、こう思いますので、そのようにご理解してください。お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 私は、反対を申し上げます。

やはりこの金額はいいのですが、先ほど質問の中でも申し上げたとおり、職員に3カ月をさせておいて自分たちが1カ月だというようなことは私は反対をせざるを得ない。

3カ月に修正をしてまでも3カ月ぐらいはやっぱりやるのだという意気込みというもの私は欲しかった。そういうような理由から反対を申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、原案に賛成の者の発言を求めます。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 賛成討論ということではないのですが、確かに今回の不祥事、本当にあってはならないことが起きたということで、本当にいろいろな面でぎわせた夏だったなと思います。

そういう中で、やはり一番問題なのは長であるということはこれは誰しもが認めるところでございます。そういう中で、職員が3カ月ということで、これは非常に重いわけですが、それに伴いまして当然首長なり所管の長が処分を受けるのはもっともでございますが、そういう中で3カ月が妥当か1カ月が妥当かというのは基準がないわけですが、本人の申し出、町の対応というのを見た場合に、私は妥当ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） それでは、もとに戻りまして反対討論を求めます。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番、反対討論を述べさせていただきます。

私も職員3カ月に対して町長、副町長の1カ月というのは、自ら律するという部分に関してやはり期間が足りないのではないかと思います。特に今回当該事故を起こした職員は係長に抜てきされた方でございます。任命権者として昇進させたという部分も含まれての事故でございました。そういったものも含めれば、あとそれから世間の足りない

のではないのかなという意見も鑑みますと、やはり1カ月という部分は短いのかなと思いますので、1カ月に関しての条例には反対でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 次、原案に賛成の方の発言を求めます。

11番、小玉智和君。

○11番（小玉智和君） 賛成ということで私が一言言わせていただきますが、執行部のほうでも今いろいろと謝罪された部分、それから他町村とのいろいろ今までの処分方法も照らし合わせながら、それなりに十分に審議されて結果を出したと思いますので、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、原案に反対の者の発言を求めます。

（発言の声なし）

○議長（佐藤盛雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで討論を終わります。

暫時休議いたします。（午前10時36分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前10時49分）

反対討論がありましたので、本案につきましては起立採決で行います。

議案第72号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を採決いたします。
この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（佐藤盛雄君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

町長より発言を求められておりますので、町長の発言を許します。

町長、星學君。

○町長（星學君） 採決いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、この重大さに鑑みて、もう一度条例の提案、提出、設定をしていきたいと思いますが、これは12月の定例会で提案したいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） これで本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第1回下郷町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。(午前10時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年11月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員